

国立大学法人京都大学固定資産管理規則新旧対照表

改正前	改正後																																
<p>本文(略)</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産管理単位</th> <th>固定資産管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合博物館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td><u>国際融合創造センター</u></td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報環境部</td> <td>部長</td> </tr> </tbody> </table>	固定資産管理単位	固定資産管理責任者	文学研究科・文学部	研究科長	(略)		総合博物館	館長	<u>国際融合創造センター</u>	センター長	低温物質科学研究センター	センター長	(略)		情報環境部	部長	<p>附 則 この規則は、平成19年7月1日から施行する。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産管理単位</th> <th>固定資産管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合博物館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td><u>産官学連携センター</u></td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報環境部</td> <td>部長</td> </tr> </tbody> </table>	固定資産管理単位	固定資産管理責任者	文学研究科・文学部	研究科長	(同 左)		総合博物館	館長	<u>産官学連携センター</u>	センター長	低温物質科学研究センター	センター長	(同 左)		情報環境部	部長
固定資産管理単位	固定資産管理責任者																																
文学研究科・文学部	研究科長																																
(略)																																	
総合博物館	館長																																
<u>国際融合創造センター</u>	センター長																																
低温物質科学研究センター	センター長																																
(略)																																	
情報環境部	部長																																
固定資産管理単位	固定資産管理責任者																																
文学研究科・文学部	研究科長																																
(同 左)																																	
総合博物館	館長																																
<u>産官学連携センター</u>	センター長																																
低温物質科学研究センター	センター長																																
(同 左)																																	
情報環境部	部長																																